

令和7年9月29日

1. 出席議員

議長	吉川里己	副議長	松尾初秋
1番	古賀珠理	2番	山崎健
3番	毛利清彦	4番	中山稔
5番	江口康成	6番	吉原新司
7番	朝長勇	8番	豊村貴司
9番	上田雄一	10番	古川盛義
11番	山口幸二	12番	池田大生
13番	石橋敏伸	15番	末藤正幸
17番	山口昌宏	18番	牟田勝浩
19番	杉原豊喜	20番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	江上新治
次長	奥幹久
議事係長	草場章徳
議事係員	川久保和幸
総務係員	笠原良子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市	山	崎	和
副	市	庭	木	淳
教	育	松	尾	雄
総務	部長	後	藤	明
総務	部理事	錦	織	二
企画	部長	松	尾	一
企画	部理事	山	北	太
営業	部長	佐	木	夫
福祉	部長	馬	場	嗣
福祉	部理事	田	寄	子
こども教育	部長	古	賀	智
こども教育	部理事	野	口	一
まちづくり	部長	弦	巻	未
まちづくり	部理事	山	口	寿
総務	課長	古	田	洋
企画	政策課長	小	柳	代
財政	課長	藤	井	一
会計	管理者	田	中	友
選挙管理委員会	事務局長	楠	原	紀
監査委員会	事務局長	前	田	一
農業委員会	事務局長	木	村	実
				美

議　　事　　日　　程	第 7 号
	9月29日（月）10時開議
日程第1	第49号議案　　武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例　　（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第2	第50号議案　　武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例　　（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第3	第51号議案　　武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び武雄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例　　（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第4	第52号議案　　武雄市税条例の一部を改正する条例　　（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第5	第53号議案　　武雄市印鑑条例の一部を改正する条例　　（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第6	第56号議案　　財産の取得について　　（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第7	第58号議案　　令和7年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）　　（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第8	第59号議案　　令和7年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）　　（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第9	第54号議案　　令和6年度武雄市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について　　（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第10	第55号議案　　令和6年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第11	第60号議案　　令和7年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計補正予算（第1回）　　（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第12	第61号議案　　令和7年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第1回）　　（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第13	第57号議案　　令和7年度武雄市一般会計補正予算（第5回）　　（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第14	第73号議案　　令和7年度武雄市一般会計補正予算（第6回）　　（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第15	第62号議案　　令和6年度武雄市一般会計決算認定について　　（決算審査特別委員長報告・質疑省略・討論・採決）
日程第16	第63号議案　　令和6年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑省略・討論・採決）
日程第17	第64号議案　　令和6年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定につ

		いて（決算審査特別委員長報告・質疑省略・討論・採決）
日程第18	第65号議案	令和6年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告・質疑省略・討論・採決)
日程第19	第66号議案	令和6年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告・質疑省略・討論・採決)
日程第20	第67号議案	令和6年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告・質疑省略・討論・採決)
日程第21	第68号議案	令和6年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告・質疑省略・討論・採決)
日程第22	第69号議案	令和6年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告・質疑省略・討論・採決)
日程第23	第70号議案	令和6年度武雄市下水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告・質疑省略・討論・採決)
日程第24	質問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第25	質問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第26	質問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第27	質問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第28		閉会中継続審査申出について（意見書第4号） (議決)
日程第29		閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件） (議決)

開 議 10時

○議長（吉川里己君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました質問第2号から質問第5号の、以上4件を追加上程いたします。

ここで、9月12日の本会議における、第73号議案に対する池田議員の質疑に関し、発言者本人から訂正の申出がありましたことをお伝えいたします。工業団地造成費用から地すべり対策費用について触れ、「52億8,745万円ほどかかっている」との発言があり、この費用の額について、正しくは「約26億4,000万円」であるとのことですので、当該訂正の申出を許可したいと思います。

日程に基づき会議を進めます。

総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託をしておりました議案等について審査終了の報告が各委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めてまいります。

日程第1～第4 第49号議案～第52号議案

日程第1. 第49号議案 武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例から日程第4. 第52号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例までを一括議題といたします。

以上の4議案は総務常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

初めに、第49号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第49号議案 武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、個人番号を利用して住民登録者でない方の情報を管理するため条例を改正されるものです。

本年11月に稼働を予定されている基幹系システムの標準化に伴い、複数の基幹系システム間や中間サーバ間の情報連携をより円滑にするため、現在の各システムにおいて個別に付番・管理されている住民登録者でない方、住登外者の宛名番号を、マイナンバーとは異なる単一の宛名番号に統一し、国の「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定されている住登外者宛名番号管理機能を活用して、関係する事務処理等を行う予定との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第50号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第50号議案 武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」が令和7年6月4日に公布、同日施行された

ことによる改正で、今回の改正は、最近の物価変動等を考慮し、選挙公営に要する経費の限度額を引き上げるものとの説明を受け、来年4月の武雄市議会議員選挙から適用される予定とのことです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第51号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第51号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び武雄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、職員の仕事と育児との両立支援のため条例を改正されるもので、本条例については、2条建てで2つの条例を改正されます。

第1条は「武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正で、職員またはその配偶者が妊娠または出産したこと等の申出が行われた際、及び3歳に満たない子を養育する職員に対し、両立支援制度について知らせるとともに、その利用について意向を確認することを義務づける規定を設けること。

第2条は「武雄市職員の育児休業等に関する条例」の一部改正で、2つの改正内容となつており、1つ目が、部分休業を取得できる職員の範囲の拡大です。

第22条において、非常勤職員のうち、勤務日ごとの勤務時間を限定していた要件を削除し、勤務日の日数のみで判定するよう改定するもの。

2つ目が部分休業の多様化で、従来の「1日につき2時間を超えない範囲内」の部分休業を「第1号部分休業」とし、新たに「1年につき10日の勤務時間に相当する時間を超えない範囲内」の部分休業を「第2号部分休業」として追加するもの。公布日は令和7年10月1日と説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 52 号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 52 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」がさきの通常国会において可決成立し、令和 7 年法律第 7 号として、令和 7 年 3 月 31 日公布、同 4 月 1 日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容としまして、まず、第 18 条公示送達の方法の拡充についてでは、公示する事項を、インターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を取るとともに、これまでと同じく、公示事項記載の書面を市の掲示場に掲示する措置、または市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態にする措置を取る見直しを行うこと。

次に、第 34 条の 2、所得控除の規定に関するものとして、「大学生世代の子等にかかる新たな控除」が創設され、令和 8 年度以後の各年度分の個人の市民税について、前年の合計所得金額が 58 万円を超え、123 万円以下である、生計を一にする 19 歳から 23 歳未満の親族を有する場合において、「特定親族特別控除」として、当該親族の前年の合計所得金額に応じて控除が遞減する仕組みでの控除となっています。

なお、この「特定親族特別控除」の創設に伴い、市民税の申告義務や扶養親族等申告書の提出義務に関する規定の整備も行われます。

最後に、市たばこ税では、加熱式たばこの税負担を紙巻たばこと同水準にする観点から行われた国のたばこ税の見直しに伴い、加熱式たばこの課税標準、紙巻たばこの本数に換算する方法について、所要の見直しを行うとの説明を受けました。

公布日は、特定親族特別控除の創設に関する規定の整備については、令和 8 年 1 月 1 日。加熱式たばこの課税標準の特例に係る規制の整備については、令和 8 年 4 月 1 日。公示送達に係る、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正については、令和 8 年 6 月 30 日となります。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず、第49号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第49号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第49号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第50号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第50号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第50号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第51号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第51号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第51号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第52号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 52 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 52 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 ~ 第 8 第 53 号議案 ~ 第 59 号議案

日程第 5. 第 53 号議案 武雄市印鑑条例の一部を改正する条例から日程第 8. 第 59 号議案 令和 7 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）までを一括議題といたします。

以上の 4 議案は福祉文教常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 53 号議案に対する報告を求めます。豊村福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 53 号議案 武雄市印鑑条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、印鑑登録事務に係る情報システムの標準化を実施するため条例を改正するもので、2 つの改正点があり、1 点目は、性の多様化への対応を図るため、印鑑登録原票の登録事項から性別を削除すること。2 点目は、情報システム標準化後は印鑑登録原票が磁気ディスクに登録したものを指すため、印鑑登録証明書の作成は複写によるとなっているものを削除するとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 56 号議案に対する報告を求めます。豊村福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 56 号議案 財産の取得について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、図書館システムの導入に関連するものでございます。

システムの選定につきましてはプロポーザルにより機種を決定し、リース契約については、条件付一般競争入札で 8 月 4 日に仮契約を締結されております。

契約の相手につきましてはF L C S 株式会社九州支社で、リース率が 1.848%、5 年間のリース額の総額は税込みで 1 億 2,674 万 9,040 円ということでございます。

内訳は、システムの導入に係る作業費及び工事費が 5,000 万 8,200 円。機器の導入費につきましては 2,509 万 9,800 円。保守費用につきまして、5,164 万 1,040 円との説明を受けました。

システムソフト一式と関連機器類の更新を 5 年リースで対応をし、リース期間満了後には、これまでと同様に、市へ無償譲渡されるということです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 58 号議案に対する報告を求めます。豊村福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 58 号議案 令和 7 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、歳入の 8 款 1 項 1 目 1 節、繰越金 6,986 万円につきましては、前年度繰越金で、歳出の 5 款 1 項 1 目の基金積立金 3,242 万 1,000 円は、歳入の繰越金から償還金を支払った残額を基金に積み立てるものとのことです。また、7 款 1 項 3 目、償還金 3,743 万 9,000 円につきましては、令和 6 年度に支払った保険給付費等に対し、県が交付する普通交付金と特別交付金の精算によるものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 59 号議案に対する報告を求めます。豊村福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 59 号議案 令和 7 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

歳入の 4 款 1 項 1 目、繰越金 527 万 5,000 円は前年度繰越金です。

歳出の 2 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合負担金（過年度）520 万 7,000 円は、令和

7年4月から5月に収納した保険料のうち、過年度分について、広域連合へ納入するものということです。

3款1項1目、保険料還付金343万3,000円は、令和6年度保険料のうち、被保険者の死亡等により還付が必要になった保険料を相続人代表者等へ還付をするものです。還付した金額のうち、既に広域連合へ納入しているものにつきましては、広域連合から返金がありますので、その返金分については今回の歳入予算にも同額を追加計上しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決については議案ごとに行います。

まず、第53号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第53号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第53号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第56号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第56号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第56号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第58号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 58 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 58 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 59 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 59 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 59 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9～第 12 第 54 号議案～第 61 号議案

日程第 9. 第 54 号議案 令和 6 年度武雄市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから日程第 12. 第 61 号議案 令和 7 年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第 1 回）までを一括議題といたします。

以上の 4 議案は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 54 号議案に対する報告を求めます。朝長産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第 54 号議案 令和 6 年度武雄市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、審査の経過と結果を申し上げます。

令和 6 年度武雄市工業用水道事業会計決算により、当年度未処分利益剰余金は 802 万 8,134 円となっており、このうちの 580 万円を資本金に組み入れるものとの説明を受けました。

また、処分後残高の 222 万 8,314 円については、処分をせずに令和 7 年度に繰越利益剰余金として繰り越すこととしているとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 55 号議案に対する報告を求めます。朝長産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 55 号議案 令和 6 年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、審査の経過と結果を申し上げます。

令和 6 年度武雄市下水道事業会計決算により、当年度未処分利益剰余金は 4 億 8,717 万 6,415 円となっており、このうち、2 億 4,800 万円については、資本的収支の不足額に充てる必要があるため、減債積立金に積み立てることとし、2 億 2,090 万 9,012 円を資本金に組み入れることとしているとの説明を受けました。

処分後残高の 1,826 万 7,403 円については、処分をせずに令和 7 年度に繰越利益剰余金として繰り越すこととしているとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 60 号議案に対する報告を求めます。朝長産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 60 号議案 令和 7 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 2,600 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 億 9,028 万 8,000 円とするものでした。

歳出では、1 款 1 項 1 目、国道 34 号用地先行取得事業の 21 節、補償補填及び賠償金に 2,600 万円が計上されており、これは、本来は令和 6 年度中に前払金として支出予定のものが、事情により契約ができず支出できなかったが、令和 7 年度に入り、交渉が軌道に乗り、契約が順調に進んでいることから、今回要求するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 61 号議案に対する報告を求めます。朝長産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 61 号議案 令和 7 年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、「資産の帳簿整理」と「企業団への負担金支出」の大きく分けて 2 つがあり、1 つ目は、譲渡した施設やポンプ場などを武雄市の会計帳簿から整理する処理で、これまで国や県の補助金で整備した分も合わせて、帳簿から消すために、収入と支出の両方にはほぼ同額の金額が計上されており、実際のお金の出入りはないとの説明を受けました。

2 つ目は、これまで施設の減価償却で積み立ててきた「将来の修繕費用分」を、施設を引き継いだ杵島工業用水道企業団に渡すもので、こちらは 485 万円の支出となるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決については議案ごとに行います。

まず、第 54 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 54 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 54 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 55 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 55 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 55 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 60 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 60 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 60 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 61 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 61 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 61 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13・第 14 第 57 号議案・第 73 号議案

日程第 13. 第 57 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）及び日程第 14.

第 73 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）を一括議題といたします。

以上の 2 議案は各所管の常任委員会に分割付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、委員長報告を求めます。

まず、第 57 号議案について、総務常任委員長の報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 57 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 5

回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、2款1項5目.情報化推進費の11節.役務費に、たけおP a yの早期定着を図るための決済手数料無償キャンペーンを実施し、一定期間に限り、加盟店における決済手数料を市が負担するための加盟店決済手数料 38万 1,000円が計上されました。

市政施行20周年記念事業として実施する事業費の増額補正として、2款2項1目7節.報償費と11節.役務費に、計50万円が計上されています。これは、20周年記念事業参加促進事業として、20周年記念と称し実施される様々なイベント等への市民参加を促すためのスタンプラリーを実施し、3か所参加された方は、たけおp a y 2,000円分を125名、5か所参加された方には市の特産品5,000円分を50名に抽選でプレゼントする事業とのことです。

また、18節.補助金の160万円については、未来を描く20周年市民アイデア応援補助金として、20周年の節目に市民が主体となって実施する新たなイベント等に対し補助をするもので、補助対象者は市民や市内通勤者等の5人以上で構成される団体とし、一般枠として事業費の4分の3以内で上限40万円の補助を3件分、特別枠としておおむね25歳未満の若者を中心とする団体を対象として、補助率10分の10で上限20万円補助を2件分に対して交付する事業との説明を受けました。

なお、この事業費については、事業期間を次年度いっぱいとすることから、繰越しを行うことも説明されました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第73号議案について、総務常任委員長の報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第73号議案 令和7年度武雄市一般会計補正予算（第6回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

2款2項1目8節.旅費、11節.役務費、12節.委託料に計68万円が計上されました。

来年4月に武雄アジア大学が開学することを契機に、その効果を最大限活用し、地域の活性化につなげるため、総務省の事業である地域おこし協力隊を本年度3月に1名委嘱するために必要な経費との説明を受けました。

審査に当たり、予算議案書においては、「地域おこし協力隊事業」とされているものの、その附属資料では「大学連携事業」と記載されていました。

この点についても説明を求め、本事業は、地域活性化のために地域おこし協力隊を導入し、大学等と企業、地域とをつなぐ役割や、学生等若者の移住支援を行うための活動をするものとの説明を受けました。

本委員会において、附属資料では、あたかも大学の運営に対する支援を行うかのような事業であると誤解を招く表現を修正することを求め、予算議案書と附属資料との整合を図りました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

8番豊村議員

○8番（豊村貴司君）〔登壇〕

第73号議案について1点、質問を行います。

武雄アジア大学だけでなくというような形での修正等もあったということで伺っているんですけども、武雄アジア大学含め、ほかの学校、市内の学校と、どういった協議があつたのかという、そういう質疑があったかというところをちょっと聞かせてください。

○議長（吉川里己君）

池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

ほかの学校、大学以外の学校との連携の協議ということの質問ですよね。

まず、地域おこし協力隊の導入に当たっての予算計上であって、大学に特化した予算ではないことの説明は受けました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第57号議案について、福祉文教常任委員長の報告を求めます。豊村福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第57号議案 令和7年度武雄市一般会計補正予算（第5

回) の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、3款3項3目. 放課後児童クラブ施設整備費補助金は、今回、子ども・子育て支援施設整備交付金の交付についての一部改正がございまして、基準額が見直されたことに伴い、357万7,000円を増額補正するものとの説明を受けました。

10款4項4目. 図書館費の指定管理料について、人件費及び物価高騰に対するための物価スライドを適用するということで、ほかの指定管理事業と同様に令和7年度分から適用するということです。その増額分が438万2,000円。令和8年度、9年度分については、債務負担行為の補正で対応との説明を受けました。

また、第56号議案の関係で、令和8年3月更新に向け、準備を進められている図書館システムの更新で、新システムと指定管理側で管理しているホームページ等との連携作業や確認作業、運営業務で必要なWi-Fi機器及び環境整備、検索用タブレットの購入が必要になることから、1,070万7,000円の増額ということで、合計で1,508万9,000円の増額をしているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第57号議案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。朝長産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第57号議案 令和7年度武雄市一般会計補正予算（第5回）分割について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、6款1項5目. 農地費、14節. 工事請負費では、「ため池・クリーク浚渫工事」として2,700万円が計上されていました。これは6月に国との協議において、しゅんせつ計画の承認を受けたことで、今回補正をお願いするものとのことでした。

同じく、14節. 工事請負費で「水位標設置工事」として138万6,000円。これは、六角川流域水害対策計画の重点整備地区である北方、朝日、橋地区において、今年度より2万トン以上のため池も治水活用することとしており、3地区で7か所のため池と、昨年度までに水位標の設置を行っていなかった治水活用ため池4か所の、合計11か所に低水管理の目印となる水位標の設置を行うための工事費とのことでした。

また、8款3項1目. 河川維持費、12節. 委託料及び14節. 工事請負費については、「急傾斜地崩壊防止事業」で、梅雨前線の豪雨により斜面が崩壊し、人家に影響を及ぼしている、

山内町上原地区及び北方町牟田浦地区の2か所について、早期復旧を行うために補正をお願いするものとのことです。なお、この事業に伴う歳入に関しては、県が50%、申請者が25%の負担となるとのことです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第73号議案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。朝長産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第73号議案 令和7年度武雄市一般会計補正予算（第6回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

2款2項1目. 企画総務費、14節. 工事請負費に7,100万円が計上されており、これは造成中の新工業団地に隣接した山林の袴野地区地すべりのり面対策工事の現場で、施工中ののり面表層が一部崩壊していることが確認されたため、早急に対策工事を行うための費用とのことでした。

今回ののり面の崩壊に関して、技術的な見地から「発生原因、予見の可能性、設計条件の妥当性」などについての検証結果の説明と、必要な対策工事に関する説明を受けました。必要な対策工事の概算工事費は、格子状パネルと鉄筋挿入工を組み合わせた補強工事を含めて想定した予算をお願いしているとのことでした。

歳入については、22款1項1目. 総務債「緊急自然災害防止対策事業債」を財源として予定しており、充当率100%、交付税措置率70%となるとのことです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決については議案ごとに行います。

まず、第 57 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 57 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 57 号議案は各所管の常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第 73 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 73 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）について、反対の討論を申し上げます。

第 1 は、2 款 2 項 1 目 8 節の職員旅費、広告料、地域おこし協力隊事業業務委託料として合計 68 万円の支出に反対です。

市長はこの間、学校法人旭学園の新大学への補助金、市は 12 億 9,873 万 1,000 円、県は 6 億 4,936 万 5,000 円、合計 19 億 4,809 万 6,000 円、約 20 億円であります。これ以外には、市税は支出しないと言明をされてきました。しかし、今回、令和 7 年度内の 3 月に大学連携事業として 68 万円の支出で予算を本議会に提案されました。

総務常任委員会に付託され、審議する中で、名称を、地域おこし協力隊導入事業に変更されました。しかし、この名称なら、来年度予算に回してもいいものではありませんか。令和 7 年度内の 3 月に導入することですから、大学開学が 4 月ですから、その前に導入することが必要条件だということではありませんか。明らかに大学連携に間に合わせるための事業となっているではありませんか。事業名称を変更するとしても、大学連携の事業に変わりはありません。私は、この補正予算 68 万円は削除すべきであると申し上げるものであります。

第 2 は、7,100 万円の袴野地区地すべりのり面対策追加工事、同じ 14 節の工事請負費の支出に反対であります。工事中ののり面地滑り、今度またさらに地滑りが起こらないとも限りません。この事業は中止すべきだと申し上げ、反対の討論といたします。

○議長（吉川里己君）

5番江口議員

○5番（江口康成君）〔登壇〕

第73号議案 令和7年度武雄市一般会計補正予算（第6回）について、賛成の立場から討論をいたします。

最初に、2款2項1目12節の委託料、地域おこし協力隊事業業務委託料については、武雄アジア大学の開学を契機として、地域や企業、各協力機関などとも連携できる関係性を構築することで、人口減少などの地域課題を解決し、武雄市を活性化させ、まちづくりをさらに進めていくものであり、大学の運営に関わる予算ではありません。

次に、2款2項1目14節、工事請負費、袴野地区地すべりのり面対策追加工事については、すぐ下にある工業団地が安全に分譲、稼働できるようにするために必要な工事があります。

ともに、今後の武雄市のさらなる発展において必要である事業と考えますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（吉川里己君）

8番豊村議員

○8番（豊村貴司君）〔登壇〕

第73号議案 令和7年度武雄市一般会計補正予算（第6回）について、反対の立場で討論いたします。

この補正予算は9月12日の本会議で提案され、その際、地域おこし協力隊を新たに1名設置し、大学や市内小中学校との連携を図ると説明をされました。その後、常任委員会での指摘を受け、事業概要が修正版として提示され、大学だけでなく、ほかの学校とも連携をするととの説明が加えられました。

私が反対する理由として幾つかありますが、一つは事業の目的に掲げられた市内小中学校との連携について、教育に関わる市の担当部署との協議が、補正予算提案前に行われていなかった点です。私自身を含め、複数の議員でこの点、確認をしております。また、個別に、教育分野以外にも担当部署から確認しましたが、同じように、事前の協議は行われていないということでした。このように、目的に関連する部署との事前協議は行われていません。

本来、予算として事業を提案する際には、関連部署と十分に協議し、目的達成にふさわしい手段を検討した上で、その結果を事業化するべきと考えます。今回のように、事前協議を行わないまま目的や手段が決定される政策決定過程は、非常に不透明であると考えます。また、別の反対理由として、事業目的が修正される中で、地域おこし協力隊を設置すること自体が目的化してしまっている点です。本来、協力隊は目的達成のための手段であるべきですが、今回の経緯を見ると、何が何でも協力隊を設置するという方向に流れしており、手段と目的が逆転しています。もし、目的を修正するのであれば、改めて手段の妥当性も再検討し、

関係部署と十分協議してから提案すべきと思います。

また、武雄アジア大学以外の学校とも連携すると修正されましたが、この短期間でどのように協議を進められたのか、その実態も不透明であり、この事業をそれぞれの学校が望んでいるものなのかというところも思います。

以上の理由から、私は、政策決定過程の不透明さ、目的と手段の逆転、関係部署や他機関との協議不足など、行政の手続に大きな疑問を抱いております。議会の責務である行政チェック機能を果たすためにも、本補正予算には反対いたします。加えて、こうした進め方は、市役所内部における組織運営にも影響を及ぼすと考えています。組織が一丸となって、やりがいを持って取り組む姿勢を損ないかねないという懸念も抱いております。

議員各位におかれましては、私の趣旨を御理解いただき、御賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（吉川里己君）

1番古賀議員

○1番（古賀珠理君）【登壇】

第73号議案 令和7年度武雄市一般会計補正予算（第6回）について、賛成の立場から討論いたします。

地域おこし協力隊事業業務委託料ですが、そもそもこの委託料は大学へ支払われるものではなく、あくまで、人口減少が進む武雄市において外部人材を戦略的に活用し、地域課題の解決を図るためのものであります。さらには、協力隊の予算は大部分が国の特別交付税で賄われ、市の財政への影響は限定的であります。反対討論もありましたが、最終的には私たちが目指すべきは、武雄市の成長と市民の幸せです。

この予算は両方を実現する道であると確信しておりますので、御賛同をよろしくお願いします。

○議長（吉川里己君）

ほかに討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第73号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する各所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第73号議案は各所管の常任委員長の報告のとおり可決され

ました。

日程第 15～第 23 第 62 号議案～第 70 号議案

日程第 15. 第 62 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計決算認定についてから日程第 23. 第 70 号議案 令和 6 年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの以上 9 議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく決算審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、決算審査特別委員長の報告を求めます。松尾決算審査特別委員長

○決算審査特別委員長（松尾初秋君）【登壇】

おはようございます。決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

本特別委員会に付託されました第 62 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計決算認定についてから第 70 号議案 令和 6 年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの 9 議案については、令和 7 年 9 月 19 日から 9 月 26 日までにわたり慎重に審査をいたしました。

審査につきましては第 1 分科会から第 3 分科会を設置し、各分科会で審査、討論、採決が行われたものを最終的に特別委員会で報告を受け、審査報告書を作成いたしました。

審査の過程において、歳入歳出とともに多くの質疑がなされ、各委員からは、事業の推進に当たっては、目まぐるしく変化する社会情勢や近年みられる物価高騰、激甚化する自然災害など多くの課題に対応すべく、議会との連携をさらに図りながら、中・長期的な展望に基づいて計画的に行うとともに、短期的で即効性のある施策の実施に努められたい。

物品発注、業務委託、工事等については、透明性を確保した上で、問題がなければ地元業者を優先され、雇用確保と所得向上に努められたいなど、いろいろな意見が出され、特別委員会としては、執行部に対する意見書を別紙のとおり「決算審査意見書」として取りまとめました。

審査の結果、第 62 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計決算認定については、賛成多数で原案のとおり認定するものと決定いたしました。

また、その他の議案、第 63 号議案 令和 6 年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定についてから第 70 号議案 令和 6 年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの 8 議案は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（吉川里己君）

ただいまの特別委員長の報告は、9 月 26 日の特別委員会における各分科会の意見の取りまとめでございますので、特別委員長の報告に対する質疑につきましては省略いたします。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行います。

最初に、第 62 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 62 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計決算認定について、反対の討論を申し上げます。

令和 6 年度の一般会計の歳入総額は 293 億 4,594 万 2,289 円です。歳出総額は、280 億 7,779 万 425 円となっています。差引残額は 12 億 6,815 万 1,864 円です。そのうち、令和 7 年度に繰越金として 10 億 5,456 万 1,000 円が、令和 7 年度 9 月補正予算（第 5 回）に繰越金と計上されております。令和 6 年度当初予算に小中学校の給食費の値上げが発表されました。給食費増額分の半額を補助するとして、令和 6 年度決算 1,899 万 2,828 円が支出されております。これがなければ、給食費が県下一になるのを——少しほは保護者の負担を軽減されております。給食費の値上げは中止すべきではありませんか。

決算認定に当たって、5 点について、支出に問題ありとして、反対の理由を申し上げます。

反対の理由の第 1 は、2 款 1 項 1 目 2 節の総務費の給料で、令和 6 年、山内、北方、両サービスセンター、両支所の職員給与を 9 月分までしか予算計上されませんでした。そのおかげで、令和 6 年度 9 月末日をもって両サービスセンターが廃止されてしまいました。町民にとって、市民サービスをうたい文句にした合併が、市民サービス後退の合併であったと、今、町民は声を上げておられるところであります。

反対の理由の第 2 は、令和 6 年度 6 月補正予算（第 2 回）に、第 2 表、債務負担行為補正として、大学施設整備費補助金、令和 7 年度として、限度額 19 億 4,809 万 6,000 円が計上され、採決の結果、反対 4、賛成 15 で可決されました。令和 7 年 8 月末、新大学の認可が下され、来年 4 月、大学開学とのことです。市長による新大学施設整備費補助金の支出には反対するものであります。

反対の理由の第 3 は、10 款 1 項 3 目の学校教育総務費の官民一体型学校づくり、いわゆる花まる学習に、令和 6 年度、花まる学習指導員、また、官民一体型学校評価委員報償費、また、教育講演会謝金、さらに、職員旅費、官民一体型学校評価委員講師の費用弁償、さらに、教材費、教材印刷費、その他、花まる会の建物借上料や自動車借上料など、合わせて 954 万 6,248 円の支出であります。この間、10 年間の取組に、総計しますと 1 億 3,233 万 1,524 円にもなっています。さらに、毎年、この 10 年の間、保護者から教材費として自己負担金が徴収されております。令和 6 年度、253 万 2,400 円も保護者の自己負担が、押しつけられております。私は、一貫してこの官民一体型学校づくりは中止すべきだと申し上げるものであります。

反対の理由の第 4 は、前市長が民間委託を独断で進めた、10 款 5 項 4 目 12 節の図書館・歴史資料館指定管理料 1 億 8,899 万 2,100 円の支出に反対であります。この間、決算討論で申し上げております。その中の、指定管理者が施設を利用する床面積に係る行政財産目的外

使用料は448万255円が歳入として入っていますが、指定管理者はこの面積で営業しているわけですから、使用料を2分の1に減免しているのは理由になりません。100%の使用料として、896万510円を徴収すべきではありませんか。

反対の理由の第5は、2款2項1目14節、工事請負費の予算4億3,113万2,000円で、そのうち、支出済額1億4,333万2,000円で、翌年度繰越金として2億8,780万円の、袴野地区地すべり対策工事費1億4,320万円の支出に問題あります。この間、市工業団地造成に通算、合計26億4,000万円、費用が投入されると、委員長報告がありました。新工業団地造成途中、令和4年に、2町3反もの面積の地滑り対策は、目を覆うばかりであります。さらにこの令和7年8月に、さらに工事中の地滑りは驚きであります。この工事は中止すべきではありませんか。

以上、5点の理由を申し上げ、令和6年度武雄市一般会計決算認定について、反対の討論といたします。

○議長（吉川里己君）

5番江口議員

○5番（江口康成君）〔登壇〕

第62号議案 令和6年度武雄市一般会計決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

先ほど、るる、反対討論されましたが、10款1項3目の学校教育総務費関係、また、10款5項4目の図書館費関係、また、そのほかの項目につきましても、適正に予算計上され執行されたものであると考えられることから、何ら問題はないものと判断をいたします。

以上をもって賛成の立場での討論といたしますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（吉川里己君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第62号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第62号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 63 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 63 号議案を採決します。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 63 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 64 議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 64 号議案を採決します。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 64 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 65 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 65 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 65 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 66 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 66 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 66 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 67 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 67 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 67 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 68 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 68 号議案を採決します。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 68 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 69 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 69 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 69 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 70 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 70 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 70 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第 24～第 27 諒問第 2 号～諒問第 5 号

日程第 24. 諒問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第 27. 諒問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでの以上 4 件を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

諒問第 2 号から諒問第 5 号の人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本年 12 月 31 日をもって、山口松美氏、角敬一郎氏、大鋸誠士氏及び郡正法氏の任期が満了することに伴い、次期人権擁護委員候補者として、山口松美氏、角敬一郎氏、岩谷敏彦氏及び郡正法氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の御意見を求めるものでございます。

候補者の経歴につきましては、添付しております資料のとおりでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（吉川里己君）

諒問第 2 号から諒問第 5 号まで、4 件に対する一括質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。諒問第 2 号から諒問第 5 号の 4 件については、所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諒問第 2 号から諒問第 5 号までの 4 件については、所管の常任委員会付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、それぞれに行います。

まず、諮問第2号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号、すなわち山口松美氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

次に、諮問第3号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第3号、すなわち角敬一郎氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

次に、諮問第4号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第4号、すなわち岩谷敏彦氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

次に、諮問第5号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨

を市長に答申したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第5号、すなわち郡正法氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

日程第28 閉会中継続審査申出について

日程第28. 閉会中継続審査申出についてを議題といたします。

福祉文教常任委員長から、審査中の意見書第4号 外国人による国民健康保険料等の未納・滞納対策を求める意見書（案）については、今後も引き続き検討を要するとのことで、武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出書が議長宛てに提出をされております。

お諮りいたします。福祉文教常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第4号は福祉文教常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第29 閉会中継続調査申出について

日程第29. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長並びに議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が提出をされております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、当該申出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたします。

これをもちまして、令和7年9月武雄市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 11時16分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

武雄市議会 議 長 吉 川 里 己

〃 副議長 松 尾 初 秋

〃 議 員 吉 原 新 司

〃 議 員 池 田 大 生

〃 議 員 江 原 一 雄

会 議 錄 調 製 者 江 上 新 治

